

# 電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る 「一般ガス小売供給約款」における値引きについて

[令和6年2月1日から実施]

## 2.3. 単位料金の調整

(1) 当社は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算定式により別表第6の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して料金を算定いたします。

なお、調整単位料金の適用基準は、別表第6の2(2)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき  
調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \text{ *注1} - 15\text{円}$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき  
調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - \underline{0.080\text{円}} \times \text{原料価格変動額} / 100\text{円} \times (1 + \text{消費税率}) \text{ *注1} - 15\text{円}$$

(備考)

上記イ、ロの算定式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。

\*注1：2023年11月2日の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」が閣議決定されました。

その中で、電気・ガス料金の激変緩和措置については、「2024年春まで継続する。具体的には、国際的な燃料価格の動向等を見極めつつ、現在の措置を2024年4月末まで講じ、同年5月は激変緩和の幅を縮小する。」と位置付けられています。国が指定する値引き単価により需要家の使用量に応じた販売量に基づき電気料金の値引きを行った小売電気事業者等に対して、値引き原資を支援します。電気・都市ガスの小売事業者等が、家庭・企業などに請求する月々の料金から使用量に応じた値引きを行います。

「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づき、2024年1月の検針日の翌月から2024年5月の検針日までにおいては、年間契約量が1000立方メートル未満のお客さまのこの「一般ガス小売供給約款」に定める調整単位料金(1立方メートル当たり)は、単位料金の調整によって算定される調整単位料金(1立方メートル当たり)から15円(1立方メートル当たり)を引き下げたものとします。

なお、2024年6月検針分において算定される調整単位料金(1立方メートル当たり)は、7.5円(1立方メートル当たり)を引き下げたものとします。

